

知立市地域貢献型工事における指名競争入札試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、知立市が発注する建設工事の請負契約のうち、自然災害等への対応又は社会基盤の維持管理のため早期に施工が必要な工事（以下「知立市地域貢献型工事」という。）について、指名競争入札を試行するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 知立市入札参加資格者名簿 知立市契約規則（昭和60年知立市規則第8号）第5条第3項に規定する名簿をいう。
- (3) 委員会 知立市指名審査委員会設置要綱（昭和56年4月1日施行）第1条に規定する知立市指名審査委員会をいう。

(対象工事)

第3条 知立市地域貢献型工事のうち、その発注に際して指名競争入札に付する建設工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額概ね5,000万円未満の土木一式工事又は舗装工事（建設業法別表第1に規定する土木一式工事又は舗装工事をいう。）であって委員会において当該入札に付することを決定したものである。

(指名業者選定基準等)

第4条 指名業者の選定は、第1条の趣旨に基づき、別表第1に定める条件（以下「指名業者選定基準」という。）を全て満たし、知立市入札参加資格者名簿に登録がある者のうち、原則知立市内に営業所（本店又は営業所等）を有するものの中から行うものとする。

- 2 指名業者の選定にあたっては、知立市中小企業振興基本条例（平成25年知立市条例第2号）第12条第4号に規定する中小企業者の受注機会の増大、知立市公契約条例（令和4年知立市条例第5号）第3条に規定する基本方針及び第14条に規定する受注の機会の確保に配慮しなければならない。

(指名業者選定調書の作成)

第5条 対象工事を発注する課長(以下「担当課長」という。)は、指名業者選定基準に基づき指名業者選定調書を作成するものとする。

2 前項の指名業者選定調書により選定する業者の数は、次の基準表に掲げる設計金額に応じた指名業者数を満たすものとする。ただし、この基準表により難しいはこの限りでない。

基 準 表

設計金額	指名業者数
130万円以上～500万円未満	5人以上
500万円以上～1000万円未満	6人以上
1000万円以上～5000万円未満	7人以上

(入札者等の決定)

第6条 指名競争入札の入札者は、担当課長の業者選定案に基づき委員会で審議し決定する。

(公表)

第7条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第17条第1項の規定に基づき、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成13年3月9日閣議決定)別紙第2の2(1)①に規定する指名基準として公表する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）
2 過去の市の発注工事において、指名通知を受けた日から開札日までの間に知立市入札参加資格停止要領による入札参加資格停止を受けたことがないこと。
3 知立市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成23年4月1日施行）に基づく排除措置を受けていないこと。
4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
5 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
6 当該年度又は前年度において、知立市又は知立市水道事業が発注する緊急工事（修繕）の施工実績があること。
7 指名通知を受ける日時点において、災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（知立市長）又は災害時応急復旧工事等の協力に関する協定書（知立市水道事業）を締結していること。
8 当該年度又は前年度において、知立市総合防災訓練又は知立市水防訓練への参加実績があること。

備考 6から8については、この要綱の施行後1年間は委員会が認めたときに限り適用しないことができる。